

八王子市指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業（第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業部分）に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱

	平成27年11月20日	
	平成28年7月1日	改訂
	平成29年4月1日	改訂
	平成29年6月1日	改訂
	平成30年4月1日	改訂
	平成30年8月1日	改訂
	平成30年10月1日	改訂
	令和元年10月1日	改訂
令和2年（2020年）10月1日		改訂
令和3年（2021年）4月1日		改訂
令和4年（2022年）10月1日		改訂
令和5年（2023年）7月1日		改訂
令和5年（2023年）10月1日		改訂
令和6年（2024年）4月1日		改訂
令和6年（2024年）6月1日		改訂
令和7年（2025年）4月1日		改訂

第1条（目的）

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の63の2第1項の規定に基づく、八王子市指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業部分。）の事業に要する費用の額の算定に関する基準のほか、必要な事項について定めるものとする。

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第一号イに定める第1号訪問事業をいう。
- 二 第1号通所事業 法第115条の45第1項第一号ロに定める第1号通所事業をいう。
- 三 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第一号ニに定める第1号介護予防支援事業をいう。
- 四 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に定める地域包括支援センターをいう。

第3条（単位数）

第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第1号訪問・通所・介護予防支援事業単位数表により算定するものとする。

第4条（費用の額）

第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に要する費用の額はそれぞれ、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単位数告示」という。）の例により、単位数告示における訪問介護、通所介護、介護予防支援の割合および本市の地域区分を用い、別表第1に定める単位数を乗じて算定するものとする。

第5条（端数処理）

第3条の規定により費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第6条（第1号訪問事業費及び第1号通所事業費の支給）

市長は、規則第140条の62の4に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、それぞれ第1号訪問事業費又は第1号通所事業費として次項に定める額を支給する。

- 2 規則第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号イに規定する市町村が定める割合は100分の90とする。
- 3 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等について、前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 法第59条の2第2項に規定する同条第1項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 5 規則第140条の62の3第1項第1号の主旨に鑑み、要支援者被保険者等は第1号訪問事業又は第1号通所事業の利用にあたり、法第8条第16項に定める介護予防支援又は第1号介護予防支援事業による援助を受け、当該援助に基づき第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用する。

第7条（第1号訪問事業費及び第1号通所事業費の額の特例）

市長が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅要支援被保険者等が第1号訪問事業及び第1号通所事業に必要な費用を負担する事が困難であると認めたときは、第6条第2項に定める割合を超え、100分の100以下の範囲内において定めた割合とする。

- 2 前項における災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情および100分の100以下の範囲内において定めた割合、その他本条に規定する第1号訪問事業費及び第1号通所事業費の額の特例における取り扱いについては、法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例における取り扱いに準じる。
- 3 市長が、法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例について認めた居宅要介護被保険者及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例について認めた居宅要支援被保険者等は、その内容に即し、第1項に規定する第1号訪問事業費及び第1号通所事業費の額の特例を認めたものとみなす。
- 4 本条に規定するもののほか、第1号訪問事業費及び第1号通所事業費の額の特例に関して必要な事項は、別に定める。

第8条（支給限度額）

居宅要支援被保険者等は、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用により算定される単位数の合計が、次に掲げる区分に応じた支給限度額に至るまでサービスを受けることができる。

(1) 事業対象者（規則第140条62の4に規定するその他の厚生労働省令で定める被保険者をいう。以下同じ。）	原則として、本表の「要支援1」の区分に準じる ただし、利用者の状態によっては、例外的に本表の「要支援2」の区分に準じること
(2) 要支援1	居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年2月10日 厚生省告示第33号) 二のイに準じる
(3) 要支援2	居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年2月10日 厚生省告示第33号) 二のロに準じる

- 2 居宅要支援被保険者等の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る区分支給限度額の給付管理については、法第55条に定める介護予防サービス費等に係る支給限度額の給付管理に準じる。

第9条（高額総合事業サービス費の支給）

市長は、居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業及び第1号通所事業に要した費用のサービス利用者負担額の合計額が著しく高額であるときは、法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により、高額総合事業サービス費を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、高額総合事業サービス費の支給に関して必要な事項は、別に定める。

第10条（高額医療合算総合事業サービス費の支給）

市長は、居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用者負担額（前条第1項の高額総合事業サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の項（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法施行令第22条の3第1項で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条第1項の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額医療合算総合事業サービス費を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、高額医療合算総合事業サービス費の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年3月1日に遡って適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年（2020年）10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。

別表第 1 第 1 号訪問・通所・介護予防支援事業単位数表

1 予防訪問介護相当サービス費（1 月につき）

イ 予防訪問介護相当サービス費

- | | | |
|-----|-------------------|-----------|
| (1) | 1 週に 1 回程度の場合 | 1, 176 単位 |
| (2) | 1 週に 2 回程度の場合 | 2, 349 単位 |
| (3) | 1 週に 2 回を超える程度の場合 | 3, 727 単位 |

注 1 利用者に対して、指定予防訪問介護相当サービス事業所（八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 27 年 11 月 20 日副市長決裁。以下「基準要綱」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定予防訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメント計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画に相当するものをいう。以下同じ。）に位置付けられた内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

2 イについては、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定予防訪問介護相当サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等

に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 指定予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。
- 10 イについて、利用者が一の指定予防訪問介護相当サービス事業所において予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定予防訪問介護相当サービス事業所が予防訪問介護相当サービスを行った場合に、予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。
- 11 本注5における減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。また、本注6、本注7および本注8の加算は、支給限度基準管理の対象外とする。

ロ 初回加算 200単位

注 指定予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に予防訪問介護相当サービス計画（基準要綱第41条第2号に規定する予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該予防訪問介護相当サービス計画に基づく予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、

当該予防訪問介護相当サービス計画に基づく予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

二 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、本加算は支給限度額管理の対象外とする。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからニまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

2 訪問型サービスA費（1月につき）

- イ 訪問型サービスA費（I） 990単位
- ロ 訪問型サービスA費（II） 1,980単位
- ハ 訪問型サービスA費（III） 2,970単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所（基準要綱第44条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスA（基準要綱第2条（5）に規定す

る訪問型サービスAをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 訪問型サービスA費（Ⅰ） 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画において1週に1回、45分～60分程度の訪問型サービスAが必要とされた者
- ロ 訪問型サービスA費（Ⅱ） 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画において1週に2回、1回につき45分～60分程度の訪問型サービスAが必要とされた者
- ハ 訪問型サービスA費（Ⅲ） 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画において1週に3回、1回につき45分～60分程度の訪問型サービスAが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 イからハまでについて、指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービスA事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

6 利用者が一の指定訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該指定訪問型サービスA事業所以外の指定訪問型サービスA事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

ニ 初回加算 200単位（1月につき）

注 指定訪問型サービスA事業所において、訪問型サービスA計画（基準要綱第50条第2号に規定する訪問型サービスA計画をいう。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する

月に訪問型サービスAを行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所のその他の従業者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活支援ヘルパー応援加算（1月につき）

- (1) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅰ） 40単位 算定要件1～6（1）のうち1つを実施した場合に加算
- (2) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅱ） 80単位 算定要件1～6（1）のうち2つを実施した場合に加算
- (3) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅲ） 120単位 算定要件1～6（1）のうち3つを実施した場合に加算
- (4) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅳ） 160単位 算定要件1～6（1）のうち4つを実施した場合に加算
- (5) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅴ） 200単位 算定要件1～6（1）のうち5つを実施した場合に加算
- (6) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅵ） 240単位 算定要件1～6（1）の全てを実施した場合に加算
- (7) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅶ） 100単位 算定要件1～5のうち1つと6（1）・（2）を実施した場合に加算
- (8) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅷ） 140単位 算定要件1～5のうち2つと6（1）・（2）を実施した場合に加算
- (9) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅸ） 180単位 算定要件1～5のうち3つと6（1）・（2）を実施した場合に加算
- (10) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅹ） 220単位 算定要件1～5のうち4つと6（1）・（2）を実施した場合に加算
- (11) 生活支援ヘルパー応援加算（Ⅺ） 260単位 算定要件1～5のうち5つと6（1）・（2）を実施した場合に加算

注 指定訪問型サービスA事業所において利用者に訪問型サービスAを行い、別表第2に定める算定要件を満たした場合は、1月につき該当する所定単位数を支給限度管理対象外の加算として加算する。

なお、居宅要支援被保険者等に対する第1号訪問事業費の支給にあたり、本加算については第6条2項に定める割合によらず、100分の100を支給する。

3 予防通所介護相当サービス費（1月につき）

イ 予防通所介護相当サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 1,798単位
- (2) 事業対象者・要支援2 3,621単位

注1 別に市長が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所（基準要綱第53条第1項に規定する指定予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。）において、指定予防通所介護相当サービス（基準要綱第2条（6）に規定する指定予防通所介護相当サービスをい

う。以下同じ。)を行った場合に、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)及び介護予防ケアマネジメント計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画に相当するものをいう。以下同じ。)に位置付けられた内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画において、1週に1回程度の予防通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはイ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の予防通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはイ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者(指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
なお、本加算は支給限度額管理の対象外とする。
- 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防通所介護相当サービス費は、算定しない。
- 7 イについて、利用者が一の予防通所介護相当サービス事業所において予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所以外の指定予防通所介護相当サービス事業所が予防通所介護相当サービスを行った場合に、予防通所介護相当サービス費は、算定しない。
- 8 指定予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定予防通所介護相当サービス事業所に

通う者に対し、予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

なお、本減算は支給限度額管理の対象外とする。

- (1) イ(1)を算定している場合(1月につき) 376単位
- (2) イ(2)を算定している場合(1月につき) 752単位

- 9 利用者に対して、その居宅と指定予防通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した予防通所介護相当サービス計画(基準要綱第67条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。)を作成していること。

ロ 予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

二 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（ホの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定予防通所介護相当サービス事業所であること。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防通所介護相当サービス事業所であること。

へ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口

腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ト 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

なお、本加算は支給限度額管理の対象外とする。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

(一)事業対象者・要支援1 88単位

(二)事業対象者・要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

(一)事業対象者・要支援1 72単位

(二)事業対象者・要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

(一)事業対象者・要支援1 24単位

(二)事業対象者・要支援2 48単位

リ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓

練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、予防通所介護相当サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、本加算は支給限度額管理の対象外とする。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

4 介護予防ケアマネジメント費 (1月につき)

イ 介護予防ケアマネジメント費

- (1) 介護予防ケアマネジメントA費 442単位
- (2) 介護予防ケアマネジメントB費 442単位
- (3) 介護予防ケアマネジメントC費 442単位

注1 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して第1号介護予防支援事業による援助を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づく、同項に規定する文書に準じた文書を提出している地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

ただし、ケアマネジメントの結果、介護予防ケアマネジメント計画に位置づけたサービスが、八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年3月1日施行。以下「実施要綱」という。)別表第2に定める訪問型サービスCもしくは通所型サービスC、あるいはその双方であって、かつ、予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、予防通所介護相当サービスのいずれのサービスも位置づけないは、当該文書提出を要しない。

2 地域包括支援センターが居宅要支援被保険者等に対して、新規に第1号介護予防支援事業を行い、かつ、ケアマネジメントの結果、介護予防ケアマネジメント計画に位置づけたサービスが、実施要綱別表第2に定める通所型サービスCであって、さらに、実施要綱別表第2に定めるその他の第1号訪問事業、第1号通所事業のサービスを位置づけない場合に、介護予防ケアマネジメントB費を算定する。

3 地域包括支援センターが居宅要支援被保険者等に対して、新規に第1号介護予防支援事業を行い、かつ、ケアマネジメントの結果、介護予防ケアマネジメント計画に位置づけたサービスが、実施要綱別表第2に定める訪問型サービスBであって、さらに、実施要綱別表第2に定めるその他の第1号訪問事業、第1号通所事業のサービスを位置づけない場合に、介護予防ケアマネジメントC費を算定する。

4 住所地特例による財政調整においては、イの単価に準ずる。算定にあたっては、住所地特例対象者の数にイの単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ 初回加算 300単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアマネジメント計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画に相当するものをいう。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300単位

注 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアマネジメント計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

別表第2 算定要件

1	雇用創出（40単位） （いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位）
(1)	市主催の「生活支援ヘルパー研修」又は「介護のしごと入門研修」での合同面接会（マッチング）に参加している
(2)	募集告知を行った上で、採用選考を実施している
(3)	ハローワークに生活支援ヘルパーの求人票を出している
2	人材育成（40単位） （いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位）
(1)	生活支援ヘルパーの人材育成方針を作成している
(2)	生活支援ヘルパーと個人目標を設定するなど意欲向上に取り組む体制がある
3	人材の定着化（40単位） （いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位）
(1)	生活支援ヘルパーが有給休暇取得しやすい制度がある。また自分の都合に合わせて柔軟な働き方ができる（就業規則など）
(2)	生活支援ヘルパーとミーティングを行うなどコミュニケーション向上や相談しやすい環境づくりに努めている
(3)	生活支援ヘルパーが業務中に起きた事故、トラブル対応の体制がある（対応マニュアルなど）

4	新人の育成（40単位） （いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位）
(1)	新人の生活支援ヘルパーに対し先輩が初回のサービス提供時に同行する体制がある
(2)	新人の生活支援ヘルパーに対し事前に家事の仕方や顧客対応への研修等を実施する体制がある、又は業務手順書を作成している
(3)	新人の生活支援ヘルパーに対し訪問介護実施後のアドバイスやフィードバックを行い、育成に努める体制がある
5	キャリアアップ支援（40単位） （いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位）
(1)	資格取得に関する相談体制（定期的な面談や相談の機会を設ける）がある
(2)	生活支援ヘルパーに資格取得に対する都や市の費用補助制度の周知をしている
6	資格取得（生活支援ヘルパーを雇用している事業所のみ算定可） （（1）を実施してれば40単位。（1）と（2）両方実施していれば60単位。上限60単位）
(1)	生活支援ヘルパーの資格取得に対する費用補助制度（事業所独自）があり、周知している
(2)	生活支援ヘルパーが資格取得する際、費用の補助（事業所が負担）を実施している